

2020年3月27日  
北海道電力株式会社

経済産業大臣からの一般担保にかかる認定について

当社は2020年1月20日に、電気事業法（2020年4月1日改正）附則第17項から第19項までの規定（一般担保）の適用について、認定申請を行い、本日、経済産業大臣から認定を取得しましたのでお知らせいたします。

これにより当社および北海道電力ネットワーク株式会社<sup>※</sup>は、2020年4月1日以降、2025年3月31日まで引き続き一般担保付社債を発行することができます。

当社はこの認定を通じて、引き続き一般担保付社債を発行するとともに、北海道電力ネットワーク株式会社が発行する一般担保付社債（「ICB」(Inter Company Bond)）を全額引受けることで、既に発行した社債の社債権者および、新規に発行する社債の社債権者の権利保護を図っていきます。

以上

---

※2020年4月1日付で、現在の「北海道電力送配電事業分割準備株式会社」から商号を変更する予定です。